

国家知識産権局行政復議規程

2002年7月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家知識産権局行政復議規程

(2002年7月25日国家知識産権局令第24号公布)

第一章 総則

第一条 違法または不当な具体的な行政行為を防止、是正し、公民や法人、その他の組織の合法的な権益を保護し、中華人民共和国国家知識産権局（以下、国家知識産権局と略称）が法により職権を行使することを保障、監督するために、「中華人民共和国行政復議法」に基づいて本規程を制定する。

第二条 公民や法人、その他の組織が、国家知識産権局の具体的な行政行為がその合法的な権益を侵害していると認める場合、本規程に基づいて国家知識産権局に復議を申請することができる。

国家知識産権局の復議申請の受理、復議案件の審理、復議の決定に本規程を適用する。

第三条 国家知識産権局法律事務処（以下、法律事務処と略称）は行政復議の具体的な業務を担当し、次の職責を履行する。

- (一) 行政復議申請を受理する。
- (二) 関連部門や人員を調査し証拠を取り、関連の文書や資料を調査する。
- (三) 具体的な行政行為が合法で適切であるかどうか審査する。
- (四) 復議の法律文書を制定、作成、発送する。
- (五) 行政復議の決定を不服として起こされた行政訴訟への対応手続き。

第四条 国家知識産権局の行政復議案件では仲裁は適用しない。

第二章 復議申請の範囲

第五条 次の状況の一つに当たる場合、復議を申請することができる。

- (一) 専利（特許・実用新案・意匠）申請人がその申請の不受理を不服とする場合。
- (二) 専利申請人が申請日の確定について争議のある場合。
- (三) 専利申請人が優先権を要求しないと見なすことが不服な場合。
- (四) 専利申請人がその専利申請を機密保持の専利申請として処理または機密保持の専利申請として処理しないことを不服とする場合。
- (五) 専利申請人が専利申請の撤回と見なすことが不服な場合。
- (六) 専利申請人が専利権獲得の権利の放棄と見なすことが不服な場合。
- (七) 専利申請人が専利権の終了に不服な場合。
- (八) 専利申請人が専利権利人が関連の期限を過ぎたことでその権利を喪失し、権利回復を請求したが回復されなかった場合。
- (九) 専利権利人が強制許可実施の決定に不服な場合。
- (十) 強制許可の請求人が強制許可実施終了の決定に不服な場合。
- (十一) 国際申請の申請人が国家知識産権局の専利法実施細則第102条に基づいてその国際専利申請を終了したことが不服な場合。
- (十二) 国際申請の申請人が国家知識産権局の専利法実施細則第115条に基づいて出し

た再審査決定が不服な場合。

(十三) 配置図設計の登録申請人が配置図設計申請の不受理を不服とする場合。

(十四) 配置図設計の登録申請人が配置図設計申請の撤回を不服とする場合。

(十五) 配置図設計の登録申請人、配置図設計の権利人が関連の期限を過ぎたことでその権利を喪失し、権利回復を請求したが回復されなかった場合。

(十六) 配置図設計の権利人が自主的ではない許可決定を不服とする場合。

(十七) 配置図設計の権利人、権利侵害で訴えられた者が配置図設計の専有権を侵害することに対して出された行政処罰を不服とする場合。

(十八) 専利代理機関がその機関の取り消しの処分を不服とする場合。

(十九) 専利代理機関がその「専利代理人資格証書」剥奪の処罰を不服とする場合。

(二十) 公民や法人、その他の組織が国家知識産権局の行ったその他の具体的な行政行為がその合法的な権益を侵害していると思なす場合。

第六条 次の状況の一つに当たる場合、行政複議申請はできない。

(一) 専利申請人が専利申請の取り下げ決定を不服とする場合。

(二) 専利申請人が複審決定を不服とする場合。

(三) 専利申請人と無効宣告請求人が専利復審委員会の無効宣告請求について行った決定を不服とする場合。

(四) 専利権利人または強制許可実施を許可された者が強制許可実施に使用する費用の裁定について不服な場合。

(五) 国際申請の申請人が国家知識産権局が国際申請受理機関、国際検索機関、国際初歩審査機関として行った決定に不服な場合。

(六) 配置図設計の登録申請人が登録申請取り下げ決定を不服とする場合。

(七) 配置図設計の登録申請人が複審決定を不服とする場合。

(八) 配置図設計の権利人が配置図設計登録の取り消し決定を不服とする場合。

(九) 配置図設計の権利人、自主的ではない許可決定の取得者が、自主的ではない許可決定の報酬の裁定を不服とする場合。

(十) 配置図設計の権利人、権利侵害で訴えられた者が配置図設計の専有権侵害紛糾の処理決定を不服とする場合。

第三章 復議の参加者

第七条 本規程に基づいて復議を申請する公民、法人、その他の組織を復議申請人とする。

具体的な行政行為を行う際に、その権利または利益が損害を受けたその他の利害関係者は復議を申請することができ、また第三者として復議に参加することもできる。

国家知識産権局は復議プロセスにおける被申請人となる。

第八条 共有権利に関連する具体的な行政行為が不服で復議を申請する場合、共有人と共同で復議申請を提出しなければならない。

第九条 復議申請人、第三者は代理人に委託して代わりに復議に参加することができる。

第四章 申請と受理

第十条 公民、法人、その他の組織が、国家知識産権局の具体的な行政行為がその合法的な権益を侵害していると思なす場合、当該行政行為を知った日から 60 日以内に行政復議申請を提出することができる。

不可抗力またはその他の正当な理由で前項に記載された期限を過ぎた場合、当該期限は障害の取り除かれた日から起算する。

第十一条 復議を申請する権利のある人が人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院が既に立案した場合、国家知識産権局に復議申請を提出してはならない。

国家知識産権局が復議申請を受理した後に、当事者が復議申請受理以前に人民法院に行政訴訟を提起し、また人民法院が既に立案していることを発見した場合、復議申請を取り下げる。

国家知識産権局に復議を申請し、申請が受理された場合、法定の復議期限内には人民法院に行政訴訟を提起することはできない。

第十二条 復議申請は次の条件に適合しなければならない。

(一) 申請人は国家知識産権局の具体的な行政行為がその合法的な権益を侵害すると思なす専利申請人や専利権利人、配置図設計登録申請人、配置図設計権利人およびその他の利害関係者である。

(二) 具体的な復議請求と必要な証拠がある。

(三) 復議申請の範囲内に属する。

(四) 既定の復議申請期限内である。

第十三条 復議申請には復議申請書一式 2 部を申請し、また必要な証拠資料が添付していなければならない。国家知識産権局が書面形式で具体的な行政行為を行った場合、当該文書またはそのコピーを添付しなければならない。

代理人に委託する場合、授權委託書を添付しなければならない。

第十四条 復議申請書には次の内容が明記されなければならない。

(一) 申請人の氏名、名称、連絡住所。

(二) 具体的な復議請求と理由。

(三) 復議申請任の署名または捺印。

第十五条 復議申請書は国家知識産権局の作成した標準の復議申請表を使用することができる。

復議申請書は手書きまたは印刷してよい。

第十六条 復議申請書は法律事務処宛てに郵送するか提出し、消印日または提出日を復議申請日とする。

第十七条 法律事務処は復議申請書を受理した日から 5 日以内に、復議申請についてそれぞれ次の処理を行う。

(一) 復議申請で本規程の規定に適合するものは受理し、また復議申請人に受理通知書

を発送する。

(二) 復議申請で本規程の規定に適合しないものは、不受理と決定し書面で理由を告知する。

(三) 復議申請書が本規程第十三条、第十四の規定に適合しない場合、申請人に指定期限内に訂正・追加するよう通知する。期限が過ぎても訂正・追加しない場合、復議申請を未提出とみなす。

第五章 審理と決定

第十八条 行政複議は書面方式で審理する。審理の過程で、法律事務処は関連部門・人員から状況を調査することができ、また復議申請人または第三者の口頭の意見を聴取することを請求することもできる。

第十九条 法律事務処は復議申請受理の日から7日以内に、復議申請書の副本を関連部門に転送しなければならない。当該部門は復議申請の副本を受理した日から10日以内に元の具体的な行政行為の維持、取り消し、変更の書面による回答意見を提出し、また当初具体的な行政行為を行った証拠、根拠、その他の関連資料を提出しなければならない。期限を過ぎても回答意見を提出しない場合、復議決定に影響を与えない。

復議申請人、第三者は前項で述べた書面回答意見および具体的な行政行為の依拠する証拠や根拠、その他の関連資料を閲覧することができるが、機密保持に関連する内容は除く。

第二十条 復議決定を行う前に、復議申請人は復議申請を取り下げることができる。復議申請を取り下げた場合、復議プロセスは終了する。

第二十一条 復議期間は具体的な行政行為は原則的に執行を停止しない。法律事務処が執行の停止が必要だとみなす場合、関連部門に執行停止通知書を発行し、また復議申請人および第三者に通知しなければならない。

第二十二条 法律事務処の復議案件の審理では、法律、行政法規、部門規定を根拠とする。

第二十三条 復議が申請された具体的な行政行為を審査した後は、次の規定に基づいて復議決定を行う。

(一) 具体的な行政行為が法律、法規、規則を正確に適用し、事実が明確で、法定の権限と手続きに適合している場合、維持を決定する。

(二) 具体的な行政行為が手続き上で不備がある場合、関連部門が是正するよう決定する。

(三) 関連部門が法律、法規、規則に規定された職責を履行していない場合、一定期限内に履行させるよう決定する。

(四) 具体的な行政行為に次の行為の一つがある場合、当該行政行為の取り消し、変更を決定し、また関連部門が再度具体的な行政行為を行うよう決定する。当該の具体的な行政行為を取消すことができない場合、当該行政行為を違法と確定しなければならない。

1. 主な事実が明確でなく、証拠が足りない。
2. 法律や法規、規則の適用に誤りがある。

3. 法定手続きに違反している。
4. 職権を越権または濫用している。
5. 具体的な行政行為が明らかに不当な場合。
6. 相反する証拠が出現し、元の具体的な行政行為の取消し、または変更をしたらより合理的になる場合。

元の具体的な行政行為の取消し、または変更の復議決定が出た後、法理事務処は必要な際には関連部門に対して後続手続きについて書面建議を行うことができる。

第二十四条 復議申請人は復議申請提出時に同時に行政賠償請求を提出することができ、法律事務処は国家賠償法の規定に基づき当該賠償請求を審理し、規定の審理過程を経た後、復議決定で同時に賠償請求に対する決定を行うことができる。

第二十五条 行政複議決定は復議申請の受理日から 60 日以内に行わなければならない。しかし状況が複雑で規定の期限内に決定を行うことができない場合は、規定の審査許可手続きを経た後に期限を延長することができ、また復議申請人と第三者に通知する。延長期間は最長 30 日を超えてはならない。

第二十六条 行政複議決定は国家知識産権局の名義で行う。復議決定書には国家知識産権局の行政複議専用の印章を押さなければならない。

第六章 期間と送達

第二十七条 期間の開始日は期間内に計算しない。期間満了の最後の 1 日が休日である場合、休日後の最初の日を期間満了の日とする。本規程の「5 日」、「7 日」、「10 日」の規定は業務日を指し、休日は含まない。

第二十八条 復議決定書を直接送達する場合、復議申請人は送達領収書上の受取サインの日を送達日とする。復議決定書を郵送した場合、発送日から 15 日をもって送達日と見なす。

復議決定書は一旦送達されたら、法律効力を生じる。

第二十九条 復議申請人または第三者が代理人に委託した場合、復議決定書は代理人に送るだけでなく、国内の連絡住所に基づいて復議申請人と第三者にも送らなければならない。

第七章 附則

第三十条 外国人、外国企業、外国のその他の組織が国家知識産権局に行政複議を申請する場合、本規程を適用する。

第三十一条 行政複議は費用を徴収しない。

第三十二条 本規程は 2002 年 9 月 1 日から施行する。